

来訪の前に必要書類を用意!

個人

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する2019年分の確定申告書類 以下すべて

- ・ 2019年分の確定申告書第一表の控え (1枚)
- ・ 月別売上の記入のある2019年分の所得税青色申告決算書の控えがある方は、その控え (2枚)

※ 確定申告書第一表の控えには、收受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。
※ e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知 (1枚) を添付してください。

申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など 以下のいずれか

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ 表計算ソフト (エクセルなど) で作成した売上のデータ
- ・ 手書きの売上台帳のコピー

※ 2020年〇月と明確に記載されていることをご確認ください。

賃貸借契約書の写し

- ・ 賃貸借契約書の契約書の写し

※ 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。

直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類

- ・ 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し (3か月分) など

※ 該当する振込がわかるよう対象箇所に印をつけてください。

給付金の振り込みをする口座情報 以下すべて

- ・ 申請者本人名義の口座通帳の表紙
- ・ 申請者本人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方

本人確認書類の写し 以下のいずれか

- ・ 運転免許証 (両面)
- ・ 写真付きの住民基本台帳カード (オモテ面のみ)
- ・ 個人番号カード (オモテ面のみ)
- ・ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 (両面)

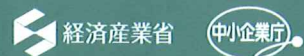
上記の書類がない場合は、以下のいずれかの組み合わせでかわりとすることができます。

- ・ 住民票の写しおよびパスポートの両方
- ・ 住民票の写しおよび各種健康保険証の両方

誓約書

- ・ 自署の誓約書

※ 代表者の方の自署が必要です。



不正受給等への対応

虚偽申請による不正受給等が判明した場合、給付金の返還を求めるとともに、原則として申請者の事業者名等を公表します。また不正の内容によっては、刑事告発を行う場合もあります。

「中小企業庁 令和2年度 家賃支援給付金事務事業」は、中小企業庁より採択され、当庁監督のもと家賃支援給付金事務局が事務局業務を運用しています。

Copyright © 家賃支援給付金事務運営コンソーシアム

来訪の前に必要書類を用意!

法人

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する、すべての事業年度の確定申告書類 以下すべて

- ・ 確定申告書別表一の控え (1枚)
- ・ 法人事業概況説明書の控え (両面)

※ 申請にもちいる売上が減った期間が複数事業年度にまたがる場合は、それぞれ比較する事業年度の確定申告書類を添付してください。
※ 確定申告書別表一の控えには、收受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。
※ e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知 (1枚) を添付してください。

申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など 以下のいずれか

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ 表計算ソフト (エクセルなど) で作成した売上のデータ
- ・ 手書きの売上台帳のコピー

※ 2020年〇月と明確に記載されていることをご確認ください。

賃貸借契約書の写し

- ・ 賃貸借契約書の契約書の写し

※ 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。

直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類

- ・ 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し (3か月分) など

※ 該当する振込がわかるよう対象箇所に印をつけてください。

給付金の振り込みをする口座情報 以下すべて

- ・ 法人名義の口座通帳の表紙
- ・ 法人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方

誓約書

- ・ 自署の誓約書

※ 代表者の方の自署が必要です。

※ ご案内の必要書類をご用意できない場合でも、例外として代替書類をご用意いただくことで、申請を行うことができる場合があります。

お問い合わせ・相談窓口

家賃支援給付金
コールセンター

0120-653-930

※ 電話番号はお間違えないようお願いいたします。

受付時間 8:30~19:00

平日・日曜日対応 (土曜日・祝日を除く)

※ 商工会と連携・協力し、申請者のご相談に対し必要な情報を提供するなどのサポート体制を整えておりますので、お近くの商工会にもご相談ください。